

神奈川県農福連携推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本県内において農福連携に新たに取り組む又は取り組んでいる農業経営体が、取組を進める上で必要となる作業場やトイレ等の環境整備に要する経費を予算の範囲内において補助金として交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助金の交付の対象となる事業及び補助対象経費は次表のとおりとする。

区分	補助対象経費	補助率	補助事業者	限度額
農福連携 推進事業	(1) 作業場等の環境整備に係る費用 (2) 仮設トイレの設置費用 (3) 上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める費用	1 / 3 以内	県が実施する農福連携を学ぶ取組に関する研修を受講した、若しくは今後受講することが確実に見込まれる農業経営体、又は農福連携を指導する普及指導員等から農福連携に関する指導を受けた農業経営体(農地を借りて農業に参入することが確実な農業経営体を含む)	1 事業実施主体当たりの限度額は100万円とする。

(補助額の算出方法等)

第3条 補助額は、前条の規定により算定した額を限度とし、その算出方法は、補助対象経費の3分の1以内の額（限度額は100万円）とする。ただし、整備等の内容ごとに事業費が30万円以上であること。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(利益等の排除)

第4条 補助事業において、補助対象経費の中に補助金等の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者（以下、「補助事業者」という。）の自社調達又は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する関係会社からの調達がある場合、次のとおり、補助対象経費から利益等相当分の排除を行うものとする。

(1) 補助事業者が以下のア～ウの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。

ア 補助事業者自身

イ 100%同一の資本に属するグループ企業

ウ 補助事業者の関係会社（上記イを除く）

(2) 利益等排除の方法

ア 補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

イ 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

ウ 補助事業者の関係会社からの調達の場合（上記イを除く。）

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（申請書の提出期日等）

第5条 規則第3条第1項の規定による神奈川県農福連携推進事業補助金交付申請書（様式第1号、以下「交付申請書」という。）の提出期日は、知事が別に定める日までとする。

2 神奈川県財務規則（昭和29年神奈川県規則第5号。以下「財務規則」という。）第19条第1項第6号の規定により、環境農政局総務室長が地域県政総合センター所長又は横浜川崎地区農政事務所長に支出負担行為を委任した補助事業については、「知事」をそれぞれ「地域県政総合センター所長」又は「横浜川崎地区農政事務所長」と読み替えるものとする。以下同じ。

3 規則第3条第2項の規定による交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 神奈川県農福連携推進事業実施計画書（様式第1号-2）

(2) 補助事業に係る収支計画書（様式第2号）

(3) 補助事業に係る見積書、カタログ

(4) 工事の施行にあつては、実施設計書

(5) 経営体役員等氏名一覧表（様式第3号）

(6) 農地台帳又は農地借用書等の農地確保の状況が分かる書類

※すでに営農開始している農業経営体は任意とする。

(7) その他知事が必要と認めた書類

4 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額

をいう。以下同じ。)を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付)

第6条 補助金の交付は精算払とする。

(暴力団排除)

第7条 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの

2 知事は、必要に応じ補助事業者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(交付条件)

第8条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分の変更をしようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の実施に係る経費の配分の変更のうち、補助対象経費の30%未満の変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(変更の承認)

第9条 前条第1号又は第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、神奈川県農福連携推進事業変更(中止、廃止)承認申請書(様式第4号)に変更又は中止、廃止の内容及び理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

(申請の取り下げのできる期間)

第10条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

(状況報告)

第11条 規則第10条の規定による状況報告は、11月末日現在の状況を記載した神奈川県農福連携推進事業実施状況報告書(様式第5号)により、12月15日までに行わなければならない。ただし、当該期日までに補助事業が完了したものについては、神奈川県農福連携推進事業実績報告書(様式第6号)(以下「実績報告書」という。)の提出をもって代えることができるものとする。

(実績報告)

第12条 規則第12条の規定による実績報告は、実績報告書(様式第6号)に次の書類を添えて、事業完了の日から30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する県の会計年度の3月31日までのいずれか早い日までに行わなければならない。ただし、県の休日にあたる時は、その休日の前日をもってその期限とみなす。

- (1) 事業内容、成果が分かる資料、完成写真等
- (2) 収支決算書(様式第2号)
- (3) 補助事業に係る収支を証する書類(契約書、帳簿、通帳、領収書等)の写し
- (4) その他知事が必要と認めた書類

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあつて、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書(様式第7号)により、速やかに知事に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は支社及び支所等であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 知事は、前項の報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第14条 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従つて、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 規則第 17 条ただし書の規定により知事が別に定める期間（以下「処分制限期間」という。）は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める期間とする。
- 3 規則第 17 条第 2 号の規定により知事が別に定める機械及び重要な器具は、1 件当たりの取得価格が 50 万円以上のものとする。
- 4 処分制限期間内において、財産を処分しようとするときは、あらかじめ知事に承認を受けなければならない。
- 5 知事は、前項の規定により処分を承認するときは、補助金の全部または一部に相当する金額を納付させることができる。

（書類の整備等）

- 第 15 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。
- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から 10 年間保存しなければならない。
 - 3 補助事業者が法人その他の団体である場合であって、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を継承する者（権利義務を継承する者がいない場合は知事）に該当証拠書類等を引き継がなければならない。

（届出事項）

- 第 16 条 補助事業者は、住所、氏名又は電話番号を変更したときは、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

（書類の提出先等）

- 第 17 条 規則及びこの要綱の規定により書類を知事に提出する場合は、所轄の地域県政総合センター所長又は横浜川崎地区農政事務所長を提出先とする。

附 則

この要綱は、令和 8 年 3 月 25 日から施行する。

様式第1号

令和 年度神奈川県農福連携推進事業補助金交付申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

〔 横浜川崎地区農政事務所長 殿
〇〇地域県政総合センター所長 殿 〕

住 所：
氏 名（法人名）：
代 表 者：
メールアドレス：

神奈川県農福連携推進事業補助金交付要綱（令和8年 月 日付け農振第 号）第5条の1の規定に基づき、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、暴力団でないことを確認するため、本様式及び神奈川県農福連携推進事業補助金交付要綱第5条の2により提出された実施計画書に記載された情報を神奈川県本部に照会することについて異議はありません。

1 補助事業等の着手及び完了の予定期日

着手	年 月 日
完了	年 月 日

2 交付申請額

円

<添付書類>

- (1) 神奈川県農福連携推進事業実施計画書（様式第1号-2）
- (2) 補助事業に係る収支計画書（様式第2号）
- (3) 補助事業に係る見積書、カタログ
- (4) （工事を施行する場合）実施設計書
- (5) 経営体役員等氏名一覧表（様式第3号）
- (6) 農地台帳又は農地借用書等の農地確保の状況が分かる書類
※すでに営農開始している農業経営体は任意
- (7) その他必要とする書類

様式第1号-2

令和 年度神奈川県農福連携推進事業実施計画書

1 組織概要（事業に係る農業経営体の情報）

(1) 事業所情報

名称	
所在地	

(2) 経営規模

経営規模（a）						備考
水田	普通畑	樹園地	施設	その他	計	
a	a	a	a	a	a	
作物名		栽培面積	販売売上額			
		a	円			
		a	円			

※作物等が複数ある場合は適宜行を追加

(3) 県が主催する研修受講の状況又は普及指導員等からの指導の状況

	研修受講又は指導を受けた		研修受講又は指導を受けていない
--	--------------	--	-----------------

※過去に研修受講又は指導を受けた場合や今後研修受講する場合には、受講年月日又は指導を受けた年月日等を右欄に記入すること。（ ）

(4) 障がい者との関わり

	直接雇用		
	農作業受委託	委託先	
	障害福祉サービス事業所		
	その他（ ）		

2 事業内容（補助内容）

(1) 事業内容及び事業額

ア 現在の農福連携の取組状況	

イ 農福連携に取り組む上での課題		
ウ 本事業で補助を受け、整備する内容		
エ 本事業により見込まれる効果		
オ 今後の取組の展望		
事業総額	うち補助額	うち自己負担額
円	円	円

3 農福連携に係る取組状況

(1) 取組開始時期（予定含む）

年 月 日

(2) 国、県、市町村や農業協同組合等が実施する農福連携に関する講座の受講状況

	受講した	受講していない
受講講座名		

※受講した講座名の実施主体を記載すること。（例：〇〇講座（神奈川県））

※農業振興課が主催する農業者に対する研修会への参加は1の(3)に記載すること。

(3) かながわともいきアグリ認証ロゴマークの取得

	取得済み		取得予定*		取得予定なし
※ 取得（予定）の時期			年 月		

(4) 障がい者が農福連携に関する作業を実施する際の作業マニュアルの有無

	有		作成予定		無
--	---	--	------	--	---

※有の場合は、作業マニュアルを提出すること。

(5) 障がい者が作業を実施する際の工夫の有無

	有		無		
有の場合の工夫の内容					

(6) GAP の取組状況

	GAP に取り組んでいる		GAP に取り組んでいない
--	--------------	--	---------------

※取り組んでいる場合は以下の項目もチェックすること。

	県 GAP チェックシート等により取り組んでいる
	GAP 認証取得済み (認証 GAP 名 :)

様式第2号

収支計画（決算）書

補助事業者名：

経費の配分

(単位：円)

区 分	事業に要する (要した)経費 (A+B+C)	負担区分			備 考
		補助金額 (A)	自己負担額 (B)	その他 (C)	
(1) 作業場等の 環境整備に係る 費用					
(2) 仮設トイレの 設置費用					
(3) その他費用					
計					

(注) 補助事業を実施するために必要な経費のみを計上すること。

様式第3号

経営体役員等氏名一覧表

年 月 日現在

役職名	氏名のカナ	氏名	生年月日 (大正 T, 昭和 S, 平成 H)	性別 (男・女)	住所
代表者			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		

記載された全ての者は、代表者又は役員に暴力団員がないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しています。

団体名
代表者氏名

※申請者が団体でなく経営体の場合、経営主の氏名等を記載。

様式第4号

令和 年度神奈川県農福連携推進事業変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

〔 横浜川崎地区農政事務所長 殿
〇〇地域県政総合センター所長 殿 〕

住 所：
氏 名（法人名）：
代 表 者：

年 月 日付けで交付決定を受けた神奈川県農福連携推進事業補助金交付要綱に係る補助事業を次のとおり変更（中止、休止）したいので承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

1 変更（中止、休止）の内容及び理由

令和 年度神奈川県農福連携推進事業実施状況報告書

年 月 日

神奈川県知事 殿
〔横浜川崎地区農政事務所長 殿
〇〇地域県政総合センター所長 殿〕

住 所：
氏 名（法人名）：
代 表 者：

年 月 日付で交付決定を受けた神奈川県農福連携推進事業補助金に係る補助事業の 年11月末現在における実施状況を、次のとおり報告します。

1 補助事業の執行状況

交付額	支出済額	今後支出額	事業進捗率	備考
円	円	円	%	

2 補助事業の状況（現在の整備状況等を記載すること）

令和 年度神奈川県農福連携推進事業実績報告書

年 月 日

神奈川県知事 殿

〔 横浜川崎地区農政事務所長 殿
〇〇地域県政総合センター所長 殿 〕住 所：
氏 名（法人名）：
代 表 者：

年 月 日付けで交付決定を受けた神奈川県農福連携推進事業補助金に係る補助事業の実績を、次のとおり報告します。

1 補助事業の執行状況

交付額	事業に要した 経費 (A+B+C)	負担内容			備考
		県補助金額 (A)	自己負担額 (B)	その他 (C)	
円	円	円	円	円	

※備考欄には消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。
また、減額した場合は、様式第7号を添付すること。

2 農福連携の実施状況

--

3 事業内容

事業内容（導入したものを記載）
事業効果（導入したことによる効果を詳細に記載）

3 補助事業の着手及び完了年月日

着手	年 月 日
完了	年 月 日

<添付書類>

- (1) 事業内容、成果が分かる資料、完成写真等
- (2) 補助事業に係る収支決算書（様式第2号）
- (3) 補助事業に係る収支を証する書類（契約書、帳簿、通帳、領収書等）の写し
- (4) その他必要とする書類

令和 年度消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

神奈川県知事 殿
〔 横浜川崎地区農政事務所長 殿
〇〇地域県政総合センター所長 殿 〕

住 所：
氏 名（法人名）：
代 表 者：

年 月 日付けで交付決定を受けた神奈川県農福連携推進事業補助金に係る消費税仕入控除税額について、次のとおり報告します。

1 補助金の額の確定額

金	円
---	---

2 消費税の申告の有無（どちらかを選択）

<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無
--------------------------	---	--------------------------	---

（2で「無」を選択の場合は以下不要）

3 仕入控除税額の計算方法（どちらかを選択）

<input type="checkbox"/>	一般課税	<input type="checkbox"/>	簡易課税
--------------------------	------	--------------------------	------

（3で「簡易課税」を選択の場合は以下不要）

4 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額

金	円
---	---

5 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額

金	円
---	---

6 補助金返還相当額（5から4の額を差し引いた額）

金	円
---	---

（注） 1 別紙として積算の内訳を添付すること
2 補助金返還相当額がない場合であっても報告すること。